

総合レクリエーション公園等における  
リニューアル事業

【指定管理料に関する年度協定書(案)】

江戸川区（以下「甲」という。）と代表企業たる（以下「乙」という。）と構成企業たる（以下「丙」という。）は、令和 年 月 日に、総合レクリエーション公園及び新左近川親水公園（以下「本公園」という。）の管理に関して締結した江戸川区総合レクリエーション公園及び新左近川親水公園指定管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本公園の指定管理料に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（期間）

第1条 本協定の締結期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、丙に対し、指定管理料を別表に定める支払計画に基づき、4月、7月、10月及び1月に分割して概算払で支払うものとする。

2 甲は、丙から請求があったときは、指定管理料を原則として、各支払月の15日（当該日が、丙が指定した口座の金融機関の休業日の場合においては、当該日直前の営業日）までに支払うものとする。

（指定管理料の精算）

第3条 丙は、本事業に係るすべての収支の執行内容を明らかにした精算書を、本協定期間終了後速やかに甲に提出し、精算しなければならない。

2 丙は、前項の規定により精算した場合において精算残金を生じたときは、速やかに甲に返納しなければならない。なお、精算残金は別紙「収支実績報告」に基づき算出するものとする。

3 指定管理料は、第1項の精算によりその額を確定するものとする。

甲と乙と丙とは、本書を3通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 認定計画提出者 代表企業  
(所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者名)

丙 認定計画提出者 構成企業 指定管理業務  
(所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者名)

別表

## 令和 年度 指定管理料支払計画

(単位：千円)  
(消費税及び地方消費税を含む)

	分割支払額				
	4月	7月	10月	1月	合計
指定管理料 (概算額)					

上記の指定管理料(概算額)は、別紙「【事業者】指定管理業務の収支計画」に基づき算出するものとする。